

広島県告示第八百八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
植田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区					町	大字	字	地番	標柱番号
安芸郡					坂町横浜東二丁目			八五〇番六四	標柱一号
								八五〇番七一	標柱二号
								八四八番一〇	標柱三号及び四号
								八四八番一二	標柱五号
								六八三三番二三	標柱六号